

第 73 号 議 案

長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 16 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例（令和 6 年長崎県条例第12号）第 7 条の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（職員） 第62条の 4 就労選択支援事業所には、次に掲げる職員を置かなければならない。 （1） 管理者 （2） 就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。） 2 前項各号に掲げる職員の員数、その算定方法等の基準は、規則で定める。	（職員配置の基準） 第62条の 4 就労選択支援事業所に置くべき就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）の数は、就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上とする。 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令（令和 6 年内閣府・厚生労働省令第 3 号）の公布等に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。